

○インターネット公売実施要領について

平成18年6月30日

税第113号

総務部長

公売参加者を広く一般に求め、かつ計画的に行うことにより、公売事務の効率化を図るとともに、差押財産の換価を促進するため、インターネットを利用した共同公売を実施することとし、その取扱いについて、神奈川県県税共同公売事務取扱規程(昭和34年神奈川県訓令第7号)第2条ただし書及び第7条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

インターネット公売実施要領

(目的)

- 1 この要領は、神奈川県県税共同公売事務取扱規程(昭和34年神奈川県訓令第7号。以下「取扱規程」という。)第2条ただし書及び第7条の規定に基づき、インターネットを利用して行う共同公売(以下「インターネット公売」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者に行わせる事務)

- 2 取扱規程第2条ただし書に規定する共同公売に関する事務で別に定めるものは、インターネットによる入札又はせり売りに関する事務とする。(取扱規程第2条関係)

(インターネット公売の場所)

- 3 インターネット公売は、横浜県税事務所においてのみ行うものとする。(取扱規程第2条関係)

(インターネット公売に付する財産)

- 4 インターネット公売に付する財産(以下「公売財産」という。)は、インターネット公売用オークションシステム(税務指導課長がその利用を認めたものに限る。以下単に「オークションシステム」という。)を提供する法人(以下「システム提供法人」という。)が運営するオークションシステムを利用することができる財産とする。

(公売の実施時期)

- 5 インターネット公売の実施時期は、システム提供法人が提供する公売実施計画に基づき、横浜県税事務所の長が決定するものとする。

(公売保証金)

- 6 インターネット公売に係る公売保証金については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) インターネット公売による入札又はせり売りに参加しようとする者(以下「公売参加申込者」という。)に対しては、国税徴収法(昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。)第100条第1項ただし書の規定は適用しないものとし、見積価額にかかわらず、公売保証金を提供させること。

- (2) 公売保証金の額は、公売財産が不動産である場合を除き、原則として見積価額の100分の20に相当する額とすること。また、特別の事情がある場合を除き100円未満の端数が生じないように定めること。
- (3) 公売保証金の提供は、原則として次のア及びイの方法によること。ただし、せり売りの方法により公売する場合で公売保証金の額が30万円以下の公売財産についてはイの方法に限定して差し支えないものとし、共同入札の場合及び公売財産が農地その他の財産であるため買受適格証明書が必要となる場合はアの方法によること。
- ア 公売参加申込者が直接納付(現金、振替払出証書、為替証書若しくは銀行振出の小切手(以下「現金等」という。))の持参若しくは送付又は参加事務所(インターネット公売に参加する県税事務所又は自動車税管理事務所をいう。以下同じ。))の長である出納員(以下「所長出納員」という。))の口座(以下「専用口座」という。))への振込みをいう。)する方法(以下「直接納付の方法」という。))
- イ 代理納付法人(公売保証金の納付について、公売参加申込者の代理人となる旨の確認書をあらかじめ県との間で取り交わしたシステム提供法人をいう。以下同じ。))を代理人として、その者に納付を委託する方法(以下「代理納付の方法」という。))
- (4) 公売保証金を直接納付の方法により提供させる場合は、次の諸点に留意すること。
- ア 公売参加申込者は、オークションシステムのインターネット公売画面(以下「インターネット画面」という。))から出力した公売保証金に関する届出書(第1号様式)に必要な事項を記入の上、簡易書留郵便により横浜県税事務所に送付する。
- イ 公売参加申込者は、共同入札を希望する場合は、インターネット画面から出力した共同入札代表者の届出書(第2号様式)に必要な事項を記入の上、公売保証金に関する届出書とともに、簡易書留郵便により横浜県税事務所に送付する。
- ウ 横浜県税事務所の長は、送付のあった公売保証金に関する届出書に記載されているメールアドレスあて、電子メールにより公売保証金の具体的な納付方法を教示する。
- エ 所長出納員は、公売参加申込者から専用口座に公売保証金の入金があったときは、これを翌営業日までに払い出し、県税に伴う歳計外現金納付書(神奈川県県税取扱要領について(昭和45. 12. 15 45税第225号)の通達第215号様式の2。以下単に「歳計外現金納付書」という。))により払い込むとともに、その者に歳計外現金領収証(同通達第265号様式)を交付する。
- オ 所長出納員は、現金等の持参又は送付の方法により公売保証金の納付をしようとする公売参加申込者がある場合は、次により取り扱う。
- (ア) 公売参加申込者が現金等を持参したときは、歳計外現金納付書を交付して所内において納付させ、又は歳計外現金領収証により領収する。
- (イ) 公売参加申込者から現金等の送付があったときは、歳計外現金納付書により払い込むとともに、その者に歳計外現金領収証を交付する。

- カ 参加事務所の調査統計担当副主幹(調査統計を担当する副主幹又はこれに準ずる者。以下同じ。)は、公売参加申込者から専用口座に入金のあった公売保証金及び現金等の送付があった公売保証金について、その受入額及び払出額のそれぞれを、1日を単位として取りまとめの上、その取りまとめた額により現金出納簿に記入する。
- キ 参加事務所の長は、公売参加申込者から公売保証金の納付があったときは、公売保証金整理票(第3号様式)に所要事項を記入する。
- ク 参加事務所の長は、公売参加申込者に返還すべき公売保証金があるときは、これらの者から送付のあった公売保証金に関する届出書に記載されている金融機関の口座に振り込む方法により、これを返還する。
- (5) 公売保証金を代理納付の方法により提供させる場合は、次の諸点に留意すること。
- ア 公売参加申込者は、自己名義(法人にあつてはその代表者名義)のクレジットカードを用い、インターネットを利用して、代理納付法人に公売保証金の納付及びその返還を委託する。
- イ 代理納付法人は、公売参加申込者の申出に基づき、その者が納付すべき公売保証金の額について、クレジットカード会社から売上承認を得て、クレジットカードの与信枠(以下「カード与信枠」という。)を取得する。
- ウ 代理納付法人は、公売参加申込者についてカード与信枠を取得したときは、入札又はせり売りの開始までに、売却区分番号ごとに公売参加申込者の識別番号を記載した知事あての書面(以下「カード与信枠取得者一覧」という。)を横浜市税事務所に送付する。
- エ 横浜市税事務所の長は、代理納付法人からカード与信枠取得者一覧の送付があったときは、その写しを参加事務所の長に送付する。
- オ 代理納付法人からカード与信枠取得者一覧の送付があったときは、そのときに、そこに識別番号の記載のある公売参加申込者から公売保証金の納付があったものとする。
- カ 代理納付法人は、最高価申込者又は次順位買受申込者(以下「最高価申込者等」という。)の決定があるまでに、参加事務所の専用口座に振り込む方法により、代理納付法人がカード与信枠を取得した公売参加申込者1人分(次順位買受申込者を決定する公売の場合は2人分)の公売保証金に相当する額(以下「預入公売保証金」という。)を入金する。
- キ 所長出納員は、代理納付法人から専用口座に預入公売保証金の入金があったときは、これを翌営業日までに払い出し、歳計外現金納付書により払い込むとともに、代理納付法人に歳計外現金領収証を交付する。
- ク 参加事務所の調査統計担当副主幹は、代理納付法人から専用口座に入金のあった預入公売保証金について、その受入額及び払出額のそれぞれを現金出納簿に記入する。

- ケ 参加事務所の長は、代理納付法人から預入公売保証金の入金があったときは、公売保証金整理票に所要事項を記入する。
- コ 参加事務所の長は、代理納付法人がカード与信枠を取得した公売参加申込者が最高価申込者等となったときは、歳計外現金として保管している預入公売保証金を当該最高価申込者等が納付した公売保証金として取り扱い、それ以外の場合は、代理納付法人に預入公売保証金を返還する。
- サ 横浜県税事務所の長は、代理納付法人に返還すべき預入公売保証金があるときは、公売保証金返還リスト(第4号様式)を作成して代理納付法人に送付するとともに、その写しを参加事務所の長に送付する。
- シ 参加事務所の長は、代理納付法人に預入公売保証金を返還しようとするときは、代理納付法人に返還請求書兼口座振込依頼書(第5号様式)を提出させる。
- ス 参加事務所の長は、代理納付法人から返還請求書兼口座振込依頼書の提出があったときは、そこに記載されている金融機関の口座に振り込む方法により、代理納付法人に預入公売保証金を返還する。
- セ 代理納付法人は、代理納付法人がカード与信枠を取得した公売参加申込者が最高価申込者等とならなかったときは、公売保証金を返還するための措置として、これらの者のカード与信枠を解除する。
- ソ 参加事務所の長は、最高価申込者等が代理納付の方法により公売保証金を納付した場合において、これらの者に返還すべき公売保証金があるときは、代理納付法人にこれを返還する。
- タ 参加事務所の長は、代理納付法人に最高価申込者等が代理納付の方法により納付した公売保証金を返還しようとするときは、公売保証金返還リストを作成の上、これを横浜県税事務所を經由して代理納付法人に送付し、返還請求書兼口座振込依頼書を提出させる。
- チ 参加事務所の長は、最高価申込者等が代理納付の方法により納付した公売保証金について、代理納付法人から返還請求書兼口座振込依頼書の提出があったときは、そこに記載されている金融機関の口座に振り込む方法により、代理納付法人にこれを返還する。

(横浜県税事務所の事務)

- 7 横浜県税事務所の長は、所属の徴税吏員の中からインターネット公売事務取扱担当者(以下「横浜県税事務所の担当者」という。)を指定して、その者に、おおむね次のとおりインターネット公売に関する事務を取り扱わせるものとする。
- (1) システム提供法人との連絡調整を行い、インターネット公売を円滑に運営すること。
 - (2) 参加事務所の長から送付のあった公売公告を直ちに横浜県税事務所の所定の場所に掲示(新聞紙等への掲載依頼を含む。)すること。(取扱規程第5条第2項関係)
 - (3) 8(2)の連絡に基づき、公売公告に所要の訂正を行うこと。

- (4) オークションシステムの管理用画面(以下「公売管理画面」という。)により、公売財産の明細及び写真をインターネット上に掲載し、これを公売の終了まで適正に管理すること。
- (5) 参加事務所の長から8(4)により引継ぎを受けたインターネット公売に付する動産(以下「引継物件」という。)と、鑑定書その他の関係書類とを照合し、差押物件保管依頼書(引受用)(取扱規程第3号様式)を参加事務所の長に交付すること。(取扱規程第5条第3項関係)
- (6) 引継物件整理簿(取扱規程第1号様式)に所要事項を記入し、これにより引継物件の管理を行うこと。(取扱規程第4条第1項第2号及び同条第2項第1号関係)
- (7) 参加事務所の略称及び参加事務所ごとの一連番号により売却区分番号を付した公売財産一覧表(取扱規程第4号様式)を作成し、公売の日前3日までに横浜県税事務所の見やすい場所に掲示するとともに、共同公売整理簿(取扱規程第2号様式)に所要事項を記入すること。(取扱規程第4条第2項第2号及び第5条第3項関係)
- (8) 引継物件をその買受けを希望する者に縦覧させること。(取扱規程第5条第5項関係)
- (9) 開札又はせり売り結果の公表後に、公売管理画面から公売結果に関する帳票(以下「公売結果票」という。)を出力し、該当部分を電子データ化し、参加事務所あて神奈川県グループウェアシステムの庁内メールにより送信すること。

(参加事務所の事務)

- 8 参加事務所の長は、所属の徴税吏員の中からインターネット公売事務取扱担当者(以下「参加事務所の担当者」という。)を指定して、その者に、おおむね次のとおりインターネット公売に関する事務を取り扱わせるものとする。
 - (1) 公売公告を2部作成し、1部を公売の日前11日までに参加事務所の所定の場所に掲示するとともに、1部を公売財産の明細及び写真を添えて横浜県税事務所の長に送付すること。(取扱規程第5条第1項関係)
 - (2) 公売公告を送付した後に生じた異動の内容を、直ちに横浜県税事務所の長に連絡すること。
 - (3) 公売財産の見積価額を定めること。この際、必要に応じて横浜県税事務所の長と協議すること。
 - (4) 差押物件保管依頼書(3部複写とし、残りの2部は原議及び引受用とする。)及び見積価額票(新国税徴収法の施行に伴う滞納処分関係書類の様式及びその処理要領について(昭和34. 12. 25 34税第1,146号)の通達(以下「徴収様式通達」という。)第36号様式)を作成し、インターネット公売に付する動産を横浜県税事務所に引き継ぐこと。(取扱規程第5条第3項関係)
 - (5) 横浜県税事務所の長に引き継いだ引継物件の保管状態を点検すること。
 - (6) インターネット公売に付する動産(引継物件を除く。)をその買受けを希望する者に縦覧させること。(取扱規程第5条第5項関係)

(7) インターネット公売の結果を、7(9)により送付を受けた公売結果票を添えて、共同公売結果報告書(共同公売事務の取扱について(平成18. 6. 30 税第114号)の通達(以下「共同公売通達」という。)第1号様式)により所長に報告すること。

(8) 最高価申込者等となるべき者に対して、公売結果票に記載されているメールアドレスあて、電子メールにより最高価申込者等の決定を行うとともに、次の事項を説明の上、買受代金の納付方法及び納付予定期日並びに公売財産の引渡し方法を聴取し、その旨を横浜市税事務所の担当者に連絡すること。この際、公売財産が動産、有価証券又は電話加入権であるときは、併せて売却決定を行うこと。

ア 買受代金の納付方法及び納付期限

イ 売却決定期日(公売財産が動産、有価証券又は電話加入権である場合を除く。)

ウ 権利移転に必要な書類

エ 公売財産の引渡し方法

オ その他買受代金の納付及び公売財産の引渡しに関して必要と認められる事項

(9) 売却決定期日に、最高価申込者等に対して、公売結果票に記載されているメールアドレスあて、電子メールにより売却決定を行うこと(最高価申込者等の決定に併せて売却決定を行う場合を除く。)

(10) 買受代金の納付を確認した上で、公売財産(動産及び有価証券を含む。)の買受人(売却決定を受けた者をいう。以下同じ。)及び第三債務者等に対して売却決定通知書(徴収様式通達第44号様式甲から丁まで又は電話加入権の差押手続等について(昭和34. 12. 26 34税第1,170号)の通達様式第12号及び様式第13号)を交付すること。

(買受代金の納付)

9 買受代金の納付については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 買受代金の納付期限は、徴収法第115条第1項の規定により、売却決定を行った日(買受人が次順位買受申込者である場合は、その者に対して売却決定を行った日から起算して7日を経過した日)とすること。ただし、公売財産が動産、有価証券又は電話加入権である場合は、同条第2項の規定を適用して、その期限を延長することとし、売却決定を行った日から起算して7日を経過した日とすること。

(2) 公売財産がゴルフ会員権又はリゾート会員権であって、その譲渡につきゴルフクラブ等の承認等が必要となる場合は、売却決定から権利移転までに期間を要するため、徴収法第115条第2項の規定を適用して、買受代金の納付の期限を延長すること。

(3) 買受代金は、直接納付の方法により納付させること。

(4) 所長出納員は、買受人が現金等を持参したときは、その者に歳計外現金納付書を交付して所内において納付させ、又は歳計外現金領収証により領収すること。

(5) 所長出納員は、買受人から現金等の送付があったときは、歳計外現金納付書により払い込むとともに、その者に歳計外現金領収証を交付すること。

(6) 所長出納員は、買受人から専用口座に買受代金の入金があったときは、これを速や

かに払い出し、歳計外現金納付書により払い込むとともに、その者に歳計外現金領収証を交付すること。

- (7) 参加事務所の調査統計担当副主幹は、買受人から専用口座に入金のあった買受代金について、受入額及び払出額のそれぞれを、1日を単位として取りまとめの上、その取りまとめた額により現金出納簿に記入すること。

(公売財産の引渡し等)

10 公売財産の引渡し及びこれに付随する事務は、おおむね次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 公売財産の引渡しは、その公売財産をインターネット公売に付した参加事務所の担当者が行うこと。ただし、引継物件については、横浜市税事務所の担当者が引渡しを行うこと。(取扱規程第4条第1項第4号関係)

- (2) 公売財産の買受人から運送の方法により引き取る旨の申出があった場合は、引渡しの日時を聴取の上、保管依頼書(共同公売通達第3号様式)及び指図運送人引渡依頼書(共同公売通達第4号様式)を提出させること。ただし、運送人による運送中に破損するおそれのない動産については、買受人からの申出に基づき、指図運送人引渡依頼書に代えて送付依頼書(共同公売通達第5号様式)を提出させることとして差し支えないこと。

- (3) 引継物件を運送の方法により引き渡したときは、その旨を証する書面を参加事務所の担当者あてに送付すること。

- (4) 公売財産の買受人から来所の方法により引き取る旨の申出があった場合は、引取りに訪れる日を聴取の上、保管依頼書を提出させるものとし、引取りに訪れたときは、その者が持参した売却決定通知書の内容を確認の上、公売物件引換証(共同公売通達第2号様式)を交付して所要事項を記入させ、これと引換えに引き渡すこと。

- (5) 引継物件を来所の方法により引き渡したときは、当該引継物件と引換えに提出のあった公売物件引換証を参加事務所の担当者あてに送付すること。

- (6) 公売財産が権利移転について所要の手続を要するもの((7)に掲げるものを除く。)であるときは、参加事務所においてその手続を行うとともに、権利移転に必要な書類があれば、これを作成して買受人に交付すること。(取扱規程第6条第2項関係)

- (7) 公売財産が、登録自動車、不動産その他の登記又は登録を要するものであるときは、参加事務所において所有権の移転に係る登記又は登録の嘱託を行うこと。(取扱規程第6条第2項関係)

(システム利用料の取扱い)

11 オークションシステムを利用する際に生ずる費用(以下「システム利用料」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) システム利用料は、当該システム利用料の算定の基礎となった公売財産に係る滞納処分費とすること。

- (2) 参加事務所の担当者は、落札価額に基づきシステム利用料を計算し、これを滞納処

分費として調定するとともに、配当計算書(売却決定を取り消した場合にあっては、充当計算書)を作成すること。

ただし、買受代金納付期限までに買受代金の納付がなかった公売財産については、システム利用料が減額となる場合があるので留意すること。

- (3) システム利用料は、最高価申込者等の決定後に、システム提供法人の請求に基づき税務指導課において支払うこと。

附 則

この通達は、通知の日より施行する。

附 則(平成20年税第13号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、11(3)の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年税第335号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、6(4)の改正規定は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成21年税第109号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成21年税第271号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成25年徴対第13号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成25年徴対第69号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成26年徴対第97号)

この通達は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に実施する公売から適用する。

附 則(平成27年徴対第105号)

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年税指第8号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成31年税指第4号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

	電子メール送信年月日	電子メール送信者
	年 月 日	

公売保証金に関する届出書

太枠内を記入してください。		神奈川県
記入年月日	年 月 日	
住所又は所在地		売却区分番号
フリガナ		第 号
氏名又は名称	印	
電話番号		

公売保証金の納付に関する事項	
公売保証金の額	円 (納付予定年月日 年 月 日)
上記の	持参・送金・口座振込み(いずれか一つを○で囲んでください。)

納付方法										
公売参加ID										
電子メールアドレス	@									
公売保証金の返還に関する事項										
<p>私が納付した公売保証金を返還するときは、下記の口座に振り込んでください。</p> <p>なお、入札終了後、公売保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。</p>										
振込先 金融機関	銀行・信用金庫									本店(所)
	信用組合									支店(所)
	協同組合									出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ										
口座名義人										

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

共同入札代表者の届出書

年 月 日

神奈川県 事務所長 殿

売却区分番号第 号の公売財産の入札に当たり、

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

を共同入札代表者と定めたので届け出ます。

住所又は所在地	氏名又は名称	持分
	印	

	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
備考		

備考 共同入札者全員を記載してください。なお、1枚に記載できない場合は、複数枚を使用してください。

第3号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

公売保証金整理票

公売年月日		売却区分番号		公売保証金の額		(枚中 枚)	
年 月 日				円			
番号	受入		払出				備考
	納人	受領印	返還年月 日	返還方法	返還先	受領印	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(裏)

備考 1 この整理票は、売却区分ごとに別葉を用い、公売に関する一件書類に編てつして整理保管すること。

2 公売保証金(預入公売保証金を含む。)の入金があった納人に対して売却決定を行ったときは、返還年月日の欄には売却決定を行った日を記入するとともに、返還方法の欄に「買受代金に充当」と記入し、返還先の欄には記入を要しないこと。

3 預入公売保証金の入金があった場合は、納人の欄を二段書きにした上、その下段に預入公売保証金の入金をした法人の名称を記入すること。

4 預入公売保証金の入金をした法人に公売保証金の納付を委託した者が最高価申込者となった場合は、その者の氏名又は名称を納人の欄の上段に記入するとともに、備考の欄に「最高価申込者」と記入すること。

5 預入公売保証金の入金をした法人に公売保証金の納付を委託した者が次順位買受申込者となった場合は、その者の氏名又は名称を納人の欄の上段に記入するとともに、備考の欄に「次順位買受申込者」と記入すること。

6 預入公売保証金の入金をした法人に、預入公売保証金又は当該法人に公売保証金の納付及びその返還を委託した者の公売保証金を返還するときは、返還年月日の欄には当該法人が指定する口座にその相当額を入金した日を記入し、返還方法の欄には「口座振込み」と、返還先の欄には「代理納付法人への返還」とそれぞれ記入すること。

7 公売保証金を納人に直接返還する場合は、受領印の欄に押印させること。

第4号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

公売保証金返還リスト

執行機関	神奈川県	事務所	
参加申込期間	年 月 日～ 年 月 日		

売却区分番号	見積価額	公売財産の種別	公売財産の概要	備考
	公売保証金の額			
	円			
	円			

返還金額計	円			
		問い合わせ先	神奈川県	事務所 担当
			電話	

第5号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

返還請求書兼口座振込依頼書

神奈川県 事務所長 殿

下記金員の返還を請求します。還付する際、以下の口座への振込により還付してください。

1 返還する金員

年 月 日公売参加申し込みを開始した公売の以下の物件にかかる公売保証金

2 振込先金融機関

3 振込(返還)希望日

年 月 日

年 月 日

請求者